

論 文

ある下院議員の生涯

— エリザベス期ピューリタン]ピーター・ウェントワースの再検討 —

仲丸 英起 (慶應義塾大学)

1. 近世イングランド議会史における
ピューリタン

エリザベス治世期およびジェームズ1世治世期の議会史において20世紀の後半に至るまで支配的であったのは、J・E・ニールおよびW. ノートスタイン等が主張した学説であった。⁽¹⁾とりわけニールはそれまで国制の象徴としてのみ捉えられる傾向の強かった議회를、初めて実証的なレベルにおいて一つの組織として解明することに努めており、当該期の本格的な議会史研究はニールに始まったといっても過言ではない。とはいえ、ニールの思考には17世紀の「革命」を前提とする、従来の議会史研究の影響が依然として作用していた。ニールはこの時期に下院が主要な政治ないし宗教問題を巡って国王と対立し、その中で勢力を強めることでイングランドの国制上の発展に決定的な役割を果たすことになったと主張した。そしてこのように力を増してゆく下院において主に指導力を発揮したのが、議員特権や発言の自由を主張したトマス・ノートンやピーター・ウェントワースに代表される、組織された「ピューリタン党派 (Puritan Choir)」であったとしたのである。彼らは、文字通り革命期における議会派の先駆者であると見なされたのであった。⁽²⁾

ニールやノートスタインに代表される、このような「政争の場」としての議会解釈が批判されるようになってきたのは1960年代後半から1970年代にかけてであった。こうしたいわゆる修正主義の第一人者と呼びうるのが、G・R・エルトンである。エルトンは議会議事録の綿密な調査から、議会と国王との対立は極めて稀にしか生じず、時折生じる対立は宮廷内の派閥抗争が持ち込まれたも

のであると主張した。そして議会の主要な機能は立法であり、その開催期間の大部分が立法に関する様々な業務に費やされていたと主張した。当然ながら、ニールが強く主張した組織的なピューリタン反対派の存在は否定されていった。⁽³⁾前述のトマス・ノートンは、エルトン説を引き継いだM・A・R・グレーヴスによって、下院の運営を円滑に行うためにバーリー卿ウィリアム・セシルに仕えていた「議会実務家」であったとされた。⁽⁴⁾他方でピーター・ウェントワースは他の議員から支持をほとんど得られない異端者として扱われ、また議会史研究の基軸が議場内での議論から中央と地方との関係に移動してゆくにつれて、彼に対する関心それ自体も低下していった。⁽⁵⁾

こうして修正主義の潮流の中では、かつて「ピューリタン議員」とされた人物の存在はほとんど無視されてきたといっても過言ではない。たしかに特定の綱領を有する統一的集団としての「ピューリタン党派」はニールによって想像されたものであり、実体を伴っていなかったという事実は、修正主義者による一連の実証研究から明白である。しかしピーター・ウェントワースのように急進主義者として把握されてきた人物の意義は、現実の政策決定に与えた影響のみによって測られるのであろうか。従来のホイッグ史観のように、単純に内乱期の各種運動と結びつけるのは危険であるとしても、ウェントワースの思想は同時代のコンテクストにもとづいて再検討する必要があるのではないだろうか。

本稿では以上のような問題意識に則り、はじめにウェントワースの経歴を簡単に紹介して研究史におけるウェントワース像の変遷をやや詳しく述べたのち、主として1570年代のウェントワースの

論 文

発言を中心として具体的な分析を行い、修正主義によって捨象されてしまったウェントワースの思想が有している意義を再検討してみたい。

2. ウェントワースの経歴と研究史上の位置づけの変化

ピーター・ウェントワースは、1524年オックスフォードに典型的な地方ジェントリの長男として生まれた。1542年にリンカーンズ・インに入学するが、法廷弁護士資格は取得しておらず、これも当時のジェントリの長男としては標準的な学歴である。また2度の結婚により中央の宮廷人との結びつきを強めているように思われるが、いわゆる急進派的思想をどのようにして身につけたのかは不明である。議会への選出は1571年が初めてで、翌1572年に活発な活動を始めると、本稿で中心的に取り上げる1576年には発言の自由をめぐる演説を咎められ、ロンドン塔に幽閉されている。1586年にも議員の自由に関する質問を議題として取り上げるよう議長に迫り、再びロンドン塔に幽閉されている。1587年には王位継承に関する自らの見解をまとめた『王位継承者の決定に関する女王陛下に対する勧告』⁽⁶⁾を著したと推定されるが、この時点では出版されていない。1590年から1591年にかけて、様々なコネクションを通じて同論文を女王に閲覧させようとするが、その内容が枢密院に漏洩してゲート・ハウスに幽閉されている。1593年に議会へ選出されると、議会開会前に王位継承に関する急進的法案や演説を準備し、その内容を数人の議員に開陳したが、またもその内容が枢密院に漏洩してロンドン塔へ幽閉され、その後は二度と釈放されなかった。翌1594年にカトリック教徒が王位継承に関する見解をまとめた論文に対抗し、『女王陛下の真にして正当な継承者に関する著者の見解を含む論稿』⁽⁷⁾を獄中で著すも、3年後の1597年に獄死している。死後1598年には生前の論稿が出版された。⁽⁸⁾6度下院議員に選出されながら4度幽閉され、最終的に獄死するという波乱に富んだ生涯であったといえるだろう。

以上がウェントワースの生涯について表面的に

確認できる事実であるが、第1節で述べたように彼に対する評価は大きな転換を迫られている。そこで、次に伝統的なウェントワース像とこれに対する批判を紹介してみたい。

前述したように、ニールらによる伝統的見解では、ピューリタンの心性に裏打ちされた自由の擁護者としてのウェントワース像が強く打ち出されてきた。またこうした見解に特徴的であったのは、ウェントワースの関心が1587年を境にして本質的に変化したとする点である。それによると、1587年以前のウェントワースは発言の自由という議会特権の確立に主眼をおいていたが、1587年以降になると王位継承問題に専心するようになった。すなわち、彼の提案は全く国王に受け入れられず、そうした国王の対応にいらだったウェントワースが批判の方向をより具体的な問題に向けたとされたのである。したがって、この変化自体は正当化され説明可能なものであるとされた。⁽⁹⁾

こうした伝統的な見解に対しては様々な批判が可能であるが、ここではT・E・ハートリーの主張に沿って議論を展開してみたい。⁽¹⁰⁾まず初めに、方法論上の問題が挙げられる。ニールは一度ならずウェントワースを取り上げて論じているが、例えば1576年会期冒頭の長大な演説の一部分のみを取り上げて、これをイングランド人の自由への希求に対するウェントワースの貢献の例証とするなど、その思想内容を批判的に検討しているとはいいがたい。言語論的転回を経た思想史研究においては、史料が著された時代の思想的パラダイムと現代のそれとを明確に区分しなければならず、16世紀における「自由」と現代の自由との間に単純素朴な一貫性を求めても、アナクロニズムに陥るだけであろう。⁽¹¹⁾また史料をよく読んでゆけば、発言の自由と王位継承の問題は明確に切り離されるような次元にはなく、後者に関する発言は前者を前提にしなければなされえないのは明白で、1587年に断絶を見て活動内容を前期後期に区分する蓋然性^{がいぜん}は存在しない。次により重要な点として、ウェントワースにおける宗教の重要性が問題となる。例えば1571年の会期において、ウェントワースは確かに宗教関連法案の討議に参加して

いるが、一般祈祷書の修正を迫ったり執拗に教皇を攻撃したりして投獄されたウィリアム・ストリクランド、ピーター・ターナー、アンソニー・コープといった議員たちと比較した場合、宗教の領域でそれほど活発な運動をしているわけではない。また1576年の会期で投獄されたのも、発言の自由に関する演説を咎められたのであって、宗教問題が直接の原因ではない。さらに1581年の会期では、宗教問題への介入を停止するようにという女王の命令に不平を述べていないし、その後活動を再開した形跡もない。したがって、ニールのようにウェントワースを「宗教活動家 (religious activist)」と規定する必然性が見あたらないのである。もちろんプロテスタントの教義が彼にとって極めて重要であり、その発言の端々に信仰の強さが表れているのは事実であるが、それは決してウェントワースに限定されていたわけではなく、広く他の議員にも見られる傾向であった。¹²⁾

こうした批判の上に立って、歴史学的な客観性を担保しつつウェントワースを再検討するためには、「自由の闘志」や「宗教活動家」というレッテルを無根拠に貼り付けたり、1587年に安易に活動路線の断絶を設定したりせず、同時代の社会的文脈や先行的条件の枠組みの中に彼の発言や行動を置き直してみる必要があるだろう。本稿では、紙幅の都合および筆者の能力による制約のため、また1590年代以降の投獄は思想内容そのものが罪として問われているわけではないため、主として1570年代におけるウェントワースの議会での演説と、エリザベス治世期の議会においてなされた他の議員らの発言を中心として、若干の考察を試みてみたい。

3. ウェントワースにおける自由の位置づけ

1572年に召集された議会において中心的な議題となったのは、ノーフォーク公の処刑とスコットランド女王メアリの処遇であった。この場において、ウェントワースは次の会期以降の伏線となるような発言を幾つか行っている。たとえば5月28

日には、

〔ウェントワース〕氏は、女王が良策を棄て、自らの身を危険にさらし、宗教を破滅させ、王国および善良な臣民全てを破壊する悪策に従うのを見るに堪えなかった。氏は、下院議員たちが女王の身の破滅に触れずにいるより、率直に御身の保全を訴えるべきであると考えた。女王陛下はこの問題に対して救済策を取るおつもりが全くないのであるが、少なくとも〔ノーフォーク〕公の処刑は執行されるべきであり、その後〔メアリの〕首を切り落とすべきであろう。¹³⁾

といった女王を非難する発言を行っている。また6月9日には「〔ウェントワース〕氏は、沈黙による損害よりも、むしろ発言で誤りを犯す方を選んできた。」¹⁴⁾とも記されおり、一連の発言がかなり激しい調子であったことが分かる。

次に1576年の会期におけるウェントワースを最も有名にした演説を見てみよう。これは議長が実質的に同会期最初の法案の第一読会を行おうとした際に、ウェントワースが突然立ち上がって行ったもので、おそらく会期前から計画されていたものであったと思われる。この演説は非常に長いため、一部を抜粋して要点のみを指摘したい。

まずウェントワースは発言の自由がもたらす効用を冒頭で訴えて次のように述べる。

私は前回と今回の議会にしか出席しておりませんが、どちらの会期においても発言の自由の存在を認めました。これは本コモンウェルスのあらゆる苦痛を癒しうる唯一の膏薬です。

(中略)

自由な発言がなされる場所として組織されている本院においては、君主と国家の保持のために自由な発言以上に必要なものはなく、これが認められなければ議会の召集は笑い草であり、骨折り損というものでしょう。¹⁵⁾

そしてこうした発言の自由を脅かすものとして、ウェントワースは風評と伝言を非難する。こ

論 文

これは前会期において宗教問題に対する討議が女王の命によって中止させられたのは、国教会の主教たちによる働きかけがあったためであるという認識にもとづくものである。

議長殿、私はこれら二つの事項が地獄に埋もれてしまえば良いのと思います。それはすなわち風評と伝言であり、これらは間違いなく害悪であるからです。その理由は、これらを創造したのは悪魔であり、悪魔からは害悪しか生じないからです。⁽¹⁶⁾

そしてウェントワースの批判は、宗教問題を論じないようにという伝言を行った女王に向けられてゆく。

さらに不埒で不自然であるのは、女王陛下が神に背く、あるいは陛下自身と国家を傷つけるような事柄を好むもしくは命じたりする場合です。[神の栄光を促進する事項]を認めた主と、女王陛下の信条は遠く隔たっているかもしれないのです。

(中略)

常に君主の意志に従うのは危険であることが明らかとなる理由を示しましょう。これからも何度となく君主が自身および国家全体にたいして危難をもたらす事柄を好むことがあるでしょう。そうした際に、我々は君主の意向に従うべきでしょうか。我々は神、我らの君主、国家に対して不誠実であることにならないでしょうか。そう、確かに我々は不誠実なのです。なぜなら我々[議会議員]は、我々がこうしたあらゆる不利益を予見しうるであろうという臣下による特別な信託と信頼の下に、王国全土から選出されているからです。

(中略)

私はこうした重大な問題をそのように簡単にかつ軽薄に見過ごすべきでしょうか。もしくは神、我が君主および国家に対する私の良心と義務を果たすべきでしょうか。明らかにそうしなければならないのです、議長殿、なぜなら人は誰でも誤りを犯すものであり、それは我々が高貴なる女王といえども例外ではないからです。そして女王陛下

は重大な誤りを、女王ご自身と国家にとって危険な誤りを犯したのです。

(中略)

我々が召集されているのは、主として神についての問題を討議するためであり、神と我らが君主から委託された使命は神についての問題を討議することです。それゆえこうした伝言を受け入れそれを善意に解することは、大いに神に背くことであり、この高貴なる会議の自由に対する侵害を受け入れることです。⁽¹⁷⁾

要するにウェントワースは、女王ですら誤りを犯す可能性があるものであり、あらゆる不利益を予見しうるであろうという臣下による特別な信託と信頼の下に、王国全土から選出されている議会議員がいかなる介入も受けずに討議を行うことによって、神の意に適う真理に到達できると主張しているのである。

この演説は大きな問題となり、ただちにウェントワースに審問を行うための委員会が任命され、同日中に審問が行われている。⁽¹⁸⁾委員たちの発言に着目すると「なぜ伝言の解釈が難しいと考えたのか」「女王陛下から送付された伝言に反対すべきではない」「なぜ伝言についての解釈が困難だと考えたのか」「女王にはそれに見合った敬意を持って発言すべきである」「女王が貴族や臣民に対し無情にもその地位を乱用し彼らと対立していると述べたのはなぜか」「発言の際には適切な言葉を選ぶべきである」といった質問が提起されているが、それに対するウェントワースの返答の意味内容はほぼ演説と同一である。結局翌日動議が出され、ウェントワースのロンドン塔への投獄が決定された。

なおウェントワースは以上のような主張を生涯曲げなかったようである。ここでは詳細に検討する余裕はないが、この会期から11年後の1587年頃著されたとされている『王位継承者の決定に関する女王陛下に対する勧告』でも、神の意に沿わない女王の誤った行動を正さなければならないという姿勢は一貫している。⁽¹⁹⁾

4. 他の議員らの発言との比較における ウェントワースの思想上の位置

以上のようなウェントワースによる自由の位置づけは、特異なものといえるのであろうか。G・バージェスやJ・サマヴィルなど当該期の思想史家は、その立場の違いにかかわらず、近世イングランドにおいて人々の思想的基盤にあったのは自然法であり、人間の法は現世において神の意志を忠実に映し出すべきであるという確信であったという点で軌を一にしている。²⁰そしてその神聖なる絶対的真理を導くためには、法廷であれ議会であれ、あらゆる側面からの疑問が審理される必要があったのである。N・ジョーンズによれば、こうしたある種スコラ的な信念が生き残っている限り、議場における発言の自由は不可欠なものであった。²¹「神の摂理に適う限りにおいて、議員は議会で自由な発言および行動をなすのである」²²といった直接的な言明の他にも、結論に達する前に議論が尽くされるべきだという主張は見受けられる。1572年5月15日におけるスコットランド女王メアリとノーフォーク公の処遇に関する議論において、フランシス・アルフォードという議員は次のように述べている。

[アルフォード]氏は自由な発言を希求する。それは女王により認められ、それ故享受されているのである。この案件ではそれが拒絶されているように思われる。氏は両者を処刑するのが是か非かという議論を行いたいわけではない。氏は様々な意見を聞いてきたので、その中から最良の意見を信じたいのである。全ての議員が、自らの良心に従って発言している。²³

また1584年12月17日に、ウィリアム・パリーという議員の処遇を巡る議論の中で、ある議員は次のように述べている。

[不敬な発言をしたウィリアム・パリーを拘禁せよという動議に対し]一人の議員が反対した。審議中の法案に意見を述べた議員が議席を奪わ

れ、議員団から締め出されるという下院の自由には、同意できないと氏は考える。(中略)諸事項を完璧に理解し正しく整理する唯一の方法は、両者に好意的な意見を共に自由に発言させることである。²⁴

こうした主張に共通しているのは、議会での討論中に賛否いずれかの意見が排除されるような状況を作り出してはならないという点である。議員たちの義務が神に助言を求め、それを特定の問題に適用し、神法に王国の法を一致させることであったとするなら、神の意志を反映する良心に従って各議員がそれぞれの立場から自由に発言するのは、こうした主張を行った議員たちにとって当然であった。むしろそれ以外に真理に到達する方法は存在しなかったのである。したがって女王はこれらの自由を許容していたのであった。しかし問題は、こうした自由には女王あるいは他の議員が承伏できない程度にまで拡大解釈される可能性が潜んでいる点にあった。先程の事例に戻ると、結局パリーが衛視に引き渡された後、別の議員は次のように述べている。

下院の自由により、賛成であれ反対であれ読み上げられた法律に対し全ての議員は自由に自分の意見を開陳する。なぜならそこに本院の威厳と、本院を通過する際のこうした事柄の完全性が存するからである。しかしある議員が問題となっている議論を補強したり反論したりするのではなく、唐突に下院全体を非難するような、不適切な発言をした場合(というのも議員は法案に賛成か反対かで発言をしなければならないのだから)古来の先例によって厳正に罰せられるのである。²⁵

ここでも自由な討議が法の「完全性」を保障するものであるという点は繰り返し確認されているが、その自由とは議事規則に則った範囲で認められているものであり、これを逸脱した場合は罰せられるとされている。前者の意見によればそうした逸脱までも自由に含まれるのであるが、後者はそのように考えないのである。こうした自由に対

論 文

する温度差は、個別的事例における規則上の問題に留まるものではない。というのも、ウェントワースが1576年会期終了2日前の3月12日にロンドン塔から議場に戻ってきた際、枢密議官であったサー・ウオルター・マイルドメイも自由が制限される場合についてより詳しく明言しているからである。

しかしここで我々は発言の自由と身勝手な発言との間に置かれる区別を忘れることはできない。議員は自分たちの意見を自由に開陳できるが、それは全ての発言が当該の事項にふさわしく、謙虚に、恭しく、思慮深くなされるという注意を守った上でのことである。他方身勝手な発言とは、人物、時、場所に対する配慮を欠き、不適切で、軽率で、傲慢で、無関係な発言である。²⁶⁾

またこのマイルドメイの演説とも重複するが、次の1593年2月22日の大法官サー・ジョン・パクリングの演説ではさらに明確に表明されている。

諸君らの請願は抑制された調子のものでなければならず、そしてそうしたものを陛下は諸君らの自由として認めているのであって、したがってなされてしかるべき制限が無い身勝手さ、発言、自由は認められていない。もちろんすべての助言の自由が禁じられた場においては良き諮問がなされえないとしても、人物、事項、時、場所その他必要とされる状況について適切な配慮を欠いたまま、あらゆる者たちが気の向くままに発言するような場においては、良き結論には達しえない。したがって、諸君らは皆、忠誠と良き思慮の範囲内に発言を抑制しなければならず、その逆の行為をした場合は罰せられる可能性があり、諸君らの大部分はコモンウェルスの顧問官にして代理人を任されていることを確認せよ。²⁷⁾

ここに見られるように、大多数の議員が反感を抱いたのはウェントワースの自由の概念に対してではなかったのである。彼の自由に対する考え方は、当時の一般的理解から過度に逸脱していたわ

けではない。一定の枠組みにおける議員たちによる自由な発言は、女王や枢密院にとって基本的に歓迎すべきものであり、その認可にやぶさかではなかった。その点において、議員との間に見解の相違は生じないはずであった。それゆえ、発言の自由に関する原則論というよりも、むしろ宗教問題に対して女王が誤謬を犯しているという彼の決めつけが、議場を混乱させる原因となったのである。

問題は発言の自由それ自体が認められるかどうかではなく、発言の自由がどの範囲まで認められるのか、より具体的には女王を批判する自由まで認められるのかという点にあったといえる。テューダー朝の国王たち、なかんずくエリザベスは、基本的に武力ではなくパトロネージを駆使して神になぞらえた自らに臣民の忠誠を集中させると同時に、父の代から継承されている行政機構の漸進的改革を推し進めており、その意味で「絶対的」統治を遂行しようとしていた。²⁸⁾こうした規範は広く政治国民に膾炙しており、議会における討議の大半において、また大多数の議員の思想において、神に対する忠誠は女王に対する忠誠と一体化していた。それゆえに女王を公然と非難するウェントワースに怒りの矛先が向けられたのであった。

女王や枢密院側からすれば、ウェントワースのように神と女王を明確に分離して把握する傾向は、「君主のいる共和国」とも称される当時のイングランドが不可避的に抱え込んでいた、相反するモメントをそれぞれの方向に推し進めかねない危険性をはらんでいた。²⁹⁾人格としての国家が依然として国王から未分離の状態において、自らが権力の基盤としている、ハーバーマスの言葉を借りれば「代表的具現の公共性」³⁰⁾を否定するような傾向を為政者側が決して容認できなかったのは当然であったともいえるのである。

5. おわりに

以上主として1570年代におけるウェントワースの発言と他の議員や政府側の人物の発言とを比較対照させながら、ウェントワースにおける自由が

ある下院議員の生涯 —— エリザベス期「ピューリタン」ピーター・ウェントワースの再検討 ——

どのような点で同時代人の規範と共通の基盤を持ち、逆にどのような点で逸脱していたのかを考察してきた。本稿で取り上げたのはごく限られた発言のみであり、またエリザベス治世期中における思想の変容について十分な配慮を払うことはできなかった。しかし少なくともこれまでの検討からいえるのは、やはりウェントワースはニールが主張するような「自由の闘志」や「宗教活動家」といったようなレッテルを貼り付けられるほど孤立した存在だったわけではなく、他の議員とかなりの部分思想的基盤を共有していたのではないかということである。したがって単純な進歩史観に陥ることなく、ウェントワースの思想の独自性が有する重要性について2つの局面に分けて整理するとすれば、次のようになるだろう。

第1に、宗教改革に伴う全ヨーロッパ的な思想上の変化における意義である。前述したように、中世から近世にかけて人々の思想的基盤となっていたのは自然法であり、人間の法は現世において神の意志を忠実に映し出すべきであるという確信であった。そしてその神聖なる絶対的真理を導くためには、法廷であれ議会であれ、あらゆる側面からの疑問が審理される必要があった。これはスコラ哲学では自明の理であり、それゆえ議場における発言の自由は不可欠なものとされていたのである。他方で宗教改革後に一般化した懐疑主義はこうした思想的基盤を掘り崩してゆき、神という外的権威に代わって依拠されるようになっていたのは個人の良心であった。その結果、統治者が神の代わりに発言しているという思想が衰退し、個人は共同体より上位に置かれるようになった。⁽³¹⁾そして、こうしたプロテスタント的信仰にもとづく統治理念を最も早い段階で体現していたのがウェントワースではなかっただろうか。

第2に、イングランド固有の政治思想上の意義である。「コモンウェルスの顧問官にして代理人」である議会議員たちは、自らの自由な発言が神の摂理に適い、それはすなわち女王や「コモンウェルス」にとっても有益であると信じていた。その限りにおいて女王や枢密院側と議員たちとの間には共通の理解が存在しており、I・バーリンの有

名な自由概念の区別に従えば、他者の強制的干渉が不在である状態を意味する「消極的自由」を貫徹しようとした者は皆無であった。⁽³²⁾同時代において一般的であったのは、公共的奉仕の理念と結びつけられた共和主義的自由であり、⁽³³⁾これは自己実現が可能な状態を意味する「積極的自由」に近いものであった。問題はその奉仕の対象に広範な同意が存在していなかった、もしくは失われつつあった点であった。女王や枢密院は統治者と神とを一体化させようとしたのであるが、16世紀も後半になると両者の関係は漠然としたものになりつつあり、そうした状況の中で両者の分離を特に明確に言明したのがウェントワースであったといえる。依然として旧来の思想は根強いものがあり、エリザベス治世期中にウェントワースが支持を得ることはなかった。こうした傾向が顕在化するのにはジェームズ治世期になってからである。しかし、ここから主権を有する人民というフィクションが正当化され、これに伴い代表に対する概念に変化の兆しが現れるまでには長い時間はかからなかった。

以上の議論は多分に試論的な性格の強いものにはある。とはいえ、本稿のささやかな分析からも明らかのように、これまでいわゆる「ピューリタン」とされてきたウェントワースら議会議員の歴史的意義は、ニールらのように単純な進歩史観で捉えるのには無理があるとしても、修正主義者が主張するような近代的機能主義によって捨象してしまうのではなく、国制論の思想的系譜に照らし合わせて考察する必要に迫られているといえるだろう。

【注】

- (1) J.E. Neale, *Elizabethan House of Commons* (London, 1949); Id., *Elizabeth I and her Parliaments*, 2 vols. (London, 1953, 1957); W. Notestein, "The Winning of the Initiative by the House of Commons", *Proceedings of the British Academy*, 11 (1924).
- (2) 以下も参照。植村雅彦「ウェントワース事件をめぐる一考察——エリザベス治世における絶対

論 文

- 性と立憲性——」(『西洋史学第22号』、1954)。
- (3) G.R. Elton, "Tudor Government: The Points of Contact. I, The Parliament", *Transaction of the Royal Historical Society*, 5th ser., 24(1974); Id., "Parliament in the Sixteenth Century: Functions and Fortunes", *Historical Journal*, 22 (1979) .
- (4) M.A.R. Graves, "Thomas Norton the Parliament Man: An Elizabethan M.P., 1559-1581", *Historical Journal*, 23 (1980); Id., "The Management of the Elizabethan House of Commons: The Council's Men of Business", *Parliamentary History*, 2 (1982).
- (5) エリザベス治世期イングランド議会史の動向については、N.L. Jones, "Parliament and the Governance of Elizabethan England: A Review", *Albion*, 19 (1987); 仲丸英起「近世イングランド議会史像をめぐる——エリザベス治世期を中心に——」(『歴史学研究845号』、2008)。
- (6) Peter Wentworth, *A Pithie Exhortation to Her Maiestie for establishing Her Svccessor to the Crowne* (London, 1598).
- (7) Peter Wentworth, *A Discourse containing the Author's opinion of the true and lawful successor to her Majesty* (London, 1598).
- (8) 以上ウェントワースの経歴については、P.W. Hasler (ed.), *The History of Parliament: The House of Commons, 1558-1603*, 3 vols., Her Majesty's Office (London, 1981), III, pp.597-601; D. Dean, "Peter Wentworth", *Oxford Dictionary of National Biography*.
- (9) J.E. Neale, "Peter Wentworth", *English Historical Review*, 39 (1924).
- (10) T.E. Hartley, *Elizabeth's parliaments: queen, lords and commons, 1559-1601* (Manchester, 1992), ch.7, "Peter Wentworth Revisited".
- (11) クエンティン・スキナー『思想史とは何か——意味とコンテクスト』半澤孝磨・加藤節編訳、岩波書店(1990)、p.115。
- (12) P. Collinson, "Puritans, Men of Business and Elizabethan Parliaments", *Parliamentary History*, 7 (1988); N.L. Jones, *God and the Moneylenders: Usury and Law in Early Modern England* (Oxford, 1989).
- (13) "T.Cromwell's journal", f.45 (T.E. Hartley ed., *Proceedings in the Parliaments of Elizabeth I*, 3 vols. (Leicester, 1981-1995) (以下、*Proceedings*と略記), I, p.382.)。なお亀甲括弧内は筆者による補足であり、以下の引用においても同様である。
- (14) "T.Cromwell's journal", f.58 (*Proceedings*, I, p.398.)。
- (15) "Inner Temple, Petyt 538/17", ff.1-1v (*Proceedings*, I, pp.425-426.)。
- (16) "Inner Temple, Petyt 538/17", f.2 (*Proceedings*, I, p.427.)。
- (17) "Inner Temple, Petyt 538/17", ff.2-5v (*Proceedings*, I, pp.427-433.)。
- (18) "Inner Temple, Petyt 538/17", ff.251-256 (*Proceedings*, I, pp.435-439.)。
- (19) 例えば「それがいかなるものであれ、何らかの人間の信念が陛下にこの人倫にもとる罪を犯させ続け、陛下のそうした行為によって陛下の臣民が陛下に対して感情を硬化させるだけでなく、主の陛下に対する怒りを引き起こし、陛下の周囲から保護と防護壁を取り払われてしまったとすれば、それは陛下の悪弊によって大部分がもたらされたことにはならないのか。」といった主張が見られる。Wentworth, *A Pithie Exhortation*, p.100.
- (20) G.Burgess, *The politics of the ancient constitution: an introduction to English political thought, 1603-1642* (London, 1992); J.P. Sommerville, *Royalists and patriots: politics and ideology in England, 1603-1640* (London, 1999).
- (21) N.L. Jones, "Parliament and the political society of Elizabethan England", in D. Hoak ed., *Tudor Political Culture* (Cambridge, 1995), pp.239-240.
- (22) Public Record Office, *State Papers, Dom. Eliz.* 46/166, f. 4 (*Proceedings* I, p.130.)。
- (23) "Thomas Cromwell's journal", ff.18v-19 (*Proceedings* I, p.357.)。

ある下院議員の生涯 —— エリザベス期「ピューリタン」ピーター・ウェントワースの再検討 ——

- (24) “Sir William Fitzwilliam’s journal”, f.18 (*Proceedings II*, p.159.).
- (25) “Sir William Fitzwilliam’s journal”, f.18v (*Proceedings II*, p.159.).
- (26) British Library, Sloane 326, ff.42-42v (*Proceedings I*, p.453).
- (27) British Library, Harley 6265, f.114 (*Proceedings III*, p.22.).
- (28) テューダー朝期イングランドの統治の実態については、P. Williams, *The Tudor Regime* (Oxford, 1979) ; D. Loads, *Power in Tudor England* (London, 1997); 小泉徹『『イギリス絶対王政』再考』(『武蔵大学人文会雑誌第27巻2号』、1996)などを参照。
- (29) P. Collinson, “The Monarchical Republic of Queen Elizabeth”, *Bulletin of the John Rylands Library*, 69 (1987) ; 佐々木武『『近世共和主義——『君主のいる共和国』について——』(『岩波講座世界歴史16 主権国家と啓蒙』岩波書店(1999)所収)。
- (30) ユルゲン・ハーバーマス『公共性の構造転換』細谷貞雄・山田正行訳、未来社(1994)参照。
- (31) Jones, “Parliament and the political society of Elizabethan England”, pp.241-242.
- (32) アイザイア・バーリン『自由論』小川晃一他共訳、みすず書房(1979)。
- (33) 共和主義的自由については、Q. Skinner, “The Paradoxes of Political Liberty”, S.M. McMurrin ed., *The Tanner Lectures of Human Values*, VII (Cambridge, 1986) ; Id., “The Republican Ideal of Political Liberty”, G. Block, Q. Skinner and M. Viroli eds., *Machiavelli and Republicanism* (Cambridge, 1990).またクエンティン・スキ

ナー『自由主義に先立つ自由』梅津順一訳、聖学院大学出版局(2001)の「訳者解説」、および梅津順一「クエンティン・スキナーとイギリス革命」(『聖学院大学総合研究所紀要22号』、2001)を参照。

[付記] 本稿は第4回日本ピューリタニズム学会第4会研究大会(2009年6月20日、聖学院大学)の「自由論題報告B」で行った報告「ある下院議員の生涯——エリザベス期『ピューリタン』ピーター・ウェントワースの再検討」に、加筆・修正を施したものである。報告に対し有益なコメントを頂いた方々に、御礼申し上げる。

Reconsideration of Peter Wentworth

Hideki Nakamaru

In the traditional view, Peter Wentworth, an Elizabethan MP, had been recognized as ‘Puritan’. However, he has been increasingly seen as a lone and idiosyncratic figure in the revisionism. In this article, we examine mainly his 1570’s parliamentary speech, and compare them with the other’s. In conclusion, it was his accusation that queen was wrong which the other members could not tolerate, and Wentworth was by no means unique in striving for free speech. Therefore, though it is not clear whether he pushed his thought on to a revolutionary footing, it may be still correct to reappraise his contribution toward paving the way for constitutionalism in later ages.